

大分県報

令和五年
第三八二号
二月十日

（金曜日）

目次

告示	道路区域の変更（四件）……………一
告示	道路の供用開始（二件）……………二
公告	……………二

○告示

大分県告示第六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年二月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年二月十日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
豊後高田市加礼川字二反田一九一六番一地从先から豊後高田市一畑字案内道一六七八番地先まで	前	A	一八・〇メートル	五八〇・四メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をい
		A	〇六・〇	〇四・〇	
豊後高田市加礼川字二反田一九一六番一地从先から豊後高田市一畑字案内道	前	A	二四・〇	五八〇・四	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をい
		A	〇六・〇	〇四・〇	

令和五年二月十日

大分県報（告示）

一

一六七八番地先まで	後	四五三・〇	う。
豊後高田市加礼川字二反田一九一六番一から豊後高田市一畑字案内道一六七八番地先まで	B	四七・〇	
		〇八・〇	

大分県告示第七十号			
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。			
その関係図面は、令和五年二月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。			
令和五年二月十日			
大分県知事 広瀬 貞			
道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員
豊後高田市加礼川字二反田一九一六番一地从先から豊後高田市一畑字案内道一六七八番地先まで	前	後	一八・三
		前	〇五・五
豊後高田市加礼川字二反田一九一六番一地从先から豊後高田市一畑字案内道一六七八番地先まで	前	後	二七・〇
		前	〇五・五

大分県告示第七十一号			
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。			
その関係図面は、令和五年二月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。			
令和五年二月十日			
大分県知事 広瀬 貞			
道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員
豊後高田市加礼川字二反田一九一六番一地从先から豊後高田市一畑字案内道一六七八番地先まで	前	後	一八・三
		前	〇五・五
豊後高田市加礼川字二反田一九一六番一地从先から豊後高田市一畑字案内道一六七八番地先まで	前	後	二七・〇
		前	〇五・五

大分県告示第七十一号			
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。			
その関係図面は、令和五年二月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。			
令和五年二月十日			
大分県知事 広瀬 貞			
道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員
豊後高田市加礼川字二反田一九一六番一地从先から豊後高田市一畑字案内道一六七八番地先まで	前	後	一八・三
		前	〇五・五
豊後高田市加礼川字二反田一九一六番一地从先から豊後高田市一畑字案内道一六七八番地先まで	前	後	二七・〇
		前	〇五・五

令和五年二月十日

大分県報（告示・公告）

二

県道佐田山香線	杵築市山香町大字立石字山口四〇五六番四から 杵築市山香町大字立石字山田三〇一〇番六まで	前	後	前	後
		メートル 三九・二 八・二	メートル 三六・一 八・二	メートル 四一〇・六	メートル 三九六・三
県道大田杵築線	杵築市大字船部字尾上一五六四番二 地内	前	後	九・六	九・六
		メートル 二一・〇 一六・八	メートル 一四・六 一・〇	九・六	九・六

大分県告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年二月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年二月十日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員		延長	備考
			前	後		
県道玖珠山国線	玖珠郡玖珠町大字古後字 柚ノ木一六五番八から 玖珠郡玖珠町大字古後字 柚ノ木一八六番一地先ま で	A	メートル 二三・一 八・二	メートル 三二・六 九・四	メートル 三三五・九	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
			B	メートル 三二・六 四・三	メートル 三三七・六	

大分県告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年二月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年二月十日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道佐田山香線	杵築市山香町大字立石字山口四〇六九番から 杵築市山香町大字立石字山田三〇一〇番六まで	令五・二・一四

大分県告示第七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年二月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年二月十日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道弓立上戸次線	大分市大字河原内字立野三〇六〇番一から 大分市大字河原内字神ノ向三〇五一番一まで	令五・二・一〇

○公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和五年二月十日

大分県知事 広瀬勝貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

津久見市大字上青江字鬼丸五千二百九十八番三ほか三十二筆及び五千二百九十八番四ほか十一筆の各地先水路

二 開発区域の面積

五千九百九・五七平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

大分市城崎町二丁目三番三十二号

大分県土地開発公社

理事長 山本修司

四 完了検査年月日

令和五年一月二十日

令和五年二月十日

大分県報（公告）

三